



対象	地方公共団体の事業活動温暖化対策計画書制度等において、年率1%以上の温室効果ガス削減計画を策定し、計画書が地方公共団体に公表されている法人または個人事業主のお客さま
資金用途	長期運転資金・設備資金
特徴	お客さまの温室効果ガス削減目標の達成を資金面でご支援するとともに、達成状況に応じて融資金利を見直します
貸出科目	証書貸付
貸出金額	5,000万円以上
貸出金利	当行所定の利率(変動金利) (注)基準金利は1か月TIBOR(0%フロア付き)となります
貸出期間	運転資金1年以上7年以内、設備資金1年以上10年以内
返済方法	元金均等返済(1か月ごと)、期日一括返済
利払方法	分割払い(1か月ごと先払い)
その他	<p>以下のすべてを満たす場合、5月の利払い日の翌日より1年間、融資スプレッドを0.05%引き下げいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地方公共団体に「事業活動温暖化対策計画書」等を提出し、公表されている</li> <li>② 年率1%以上の温室効果ガス削減目標を設定し、達成すべき温室効果ガス排出量について、あらかじめ当行と特約を締結している</li> <li>③ 当行が毎年モニタリングをおこない、お客さまが達成すべき温室効果ガス排出量を達成したことを確認できる</li> </ul>

\*制度・計画書・報告書等の名称や内容は、地方公共団体ごとに異なります。

\*本商品のご利用にあたっては、当行所定の審査があります。

詳しくは、横浜銀行本支店の担当者までお問い合わせください



## 地方公共団体連携

# 事業活動温暖化対策・リンク・ローンのご案内



### サステナブルファイナンスに取り組んでみませんか

世界では多くの環境・社会課題が解決されないまま残されています。SDGsへの取り組みを通じて、社会的課題の解決と持続可能な成長をめざすことが求められています。

#### 多くの環境・社会問題

CO2排出量の増加  
地球温暖化  
環境汚染  
所得格差・貧困  
ジェンダー差別  
災害対策

将来的に、現在のビジネスモデルや生活水準が持続できなくなるおそれ

世界中で、SDGsの達成に向けた取り組みが進められています。

今後の政策や法律・技術・市場の変化は、事業のリスクにつながる可能性があります。

法規制強化

製品・技術の遅れ

原材料・  
燃料等コスト上昇

投資家による  
ダイベストメント(投資撤退)

横浜銀行が「サステナブルファイナンス」でお手伝いします

資金のお使いみちを環境・社会課題の解決と結びつけることで、SDGsの取り組みを、金融面からサポートします。

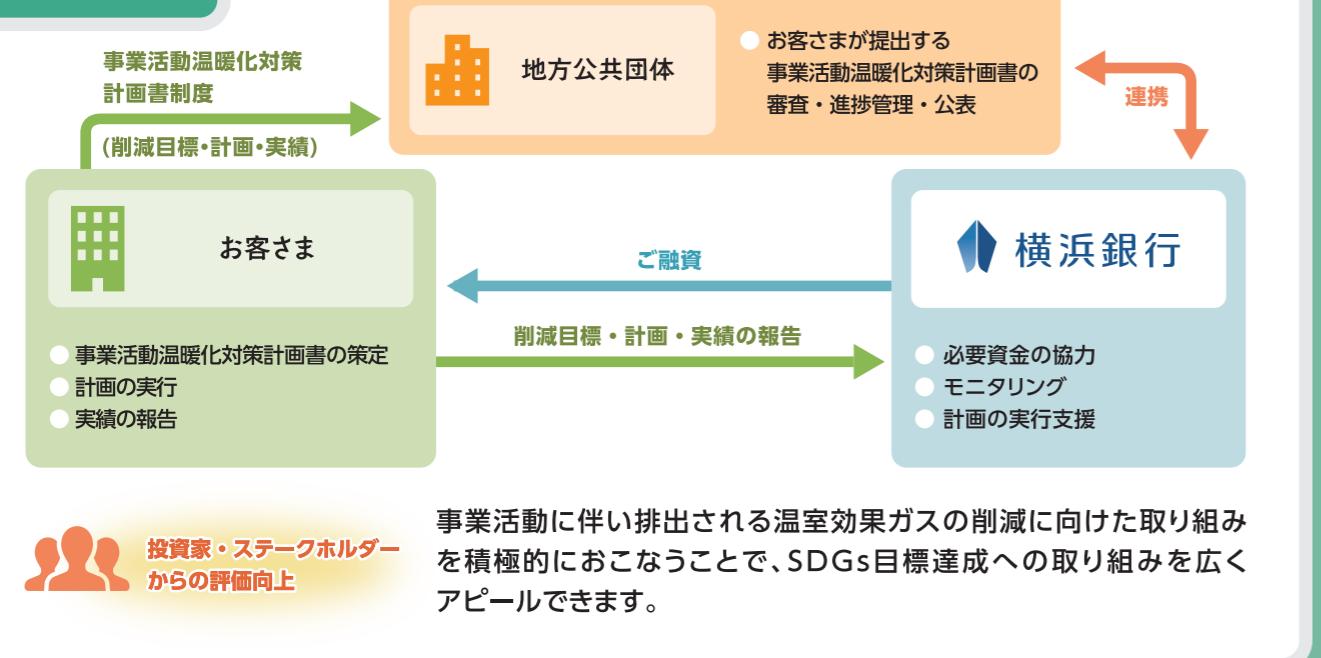


# 地方公共団体連携～事業活動温暖化対策・リンク・ローン

地方公共団体連携～事業活動温暖化対策・リンク・ローンは、地方公共団体が取り組む事業活動温暖化対策計画書制度等に則り、「温室効果ガスの排出量削減に取り組むお客さまを応援するご融資」です。



## スキーム



## お借り入れの流れ

通常のお借り入れのお手続きのほかに、**地方公共団体の事業活動温暖化対策計画書制度で定められた手続きが事前に必要**です。

また、お借り入れ後は、温室効果ガス排出量について、定期的にご報告いただきます。

事業活動温暖化対策計画書の策定・提出	① 条例等にもとづいて、「事業活動温暖化対策計画書制度」等で定められた手続き(温室効果ガス排出量の削減目標・計画の策定・計画書の提出等)をおこなっていただきます。
お申し込み	② ご融資のお申し込みにあたり、審査書類とともに、地方公共団体へ提出した「事業活動温暖化対策計画書」をご提出ください。
ご審査	③ ご融資の審査をおこないます。
ご契約・実行	④ ご融資を実行します。
排出状況等の報告	⑤ 温室効果ガスの排出量などについての報告書を毎年、地方公共団体と当行へご提出いただきます。
公表と金利の見直し	⑥ 地方公共団体による公表を確認のうえ、毎年、お客様の融資金利の見直しをおこないます。

# 神奈川県の「事業活動温暖化対策計画書」制度の概要

## 制度の概要

事業活動温暖化対策計画書制度は、事業活動に伴い排出される温室効果ガスの削減に向けた積極的な取り組みを促進するため、一定規模以上の事業活動をおこなう事業者(以下の特定大規模事業者)に対し、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づけ、その概要を県が公表する制度です。

## 対象事業者(特定大規模事業者) 神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則第2条

第一号該当事業者	県内に設置するすべての工場等における前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上となる事業者
第二号該当事業者	連鎖化事業者*のうち、当該連鎖化事業者が県内に設置しているすべての工場等および加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係るすべての工場等において前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上となる事業者
第三号該当事業者	県内に使用的本拠を有する自動車の前年度末の合計台数が100台以上となる事業者

\*連鎖化事業者とは、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させる等の事業であって、当該事業に加盟する者(加盟者)が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関して、一定の要件を満たす事業者をいいます。なお、「エネルギーの使用的合理化等に関する法律」(昭和54年法律第49号)と同様の考え方としており、具体的にはフランチャイズチェーン等が該当します。

## お手続きの流れ

- 特定大規模事業者に該当することになった事業者は、事業活動温暖化対策計画書を毎年7月末日までに県に提出していただきます。※計画期間は3~5年間のいずれかを選択します。
- 計画期間の途中の年度については、排出状況報告書として二酸化炭素の排出量などを翌年度の7月末日までに県に提出します。
- 計画期間が終了した事業者は、計画の実施結果や二酸化炭素の排出量の削減量をまとめた結果報告書を最終年度の翌年度の7月末日までに県に提出します。また、あわせて次期の計画書の提出が必要になります。